



埼玉県報

第216号
令和3年(2021年)
6月11日
金曜日

目次

告示

- 県民向け問合せ自動応答システム運用業務委託契約に関する落札者等の公示（行政・デジタル改革課）
- 令和3年度地籍調査事業計画の決定（土地水政策課）
- 基本勝者投票法及び重勝式勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示（県営競技事務所）
- 基本勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示（県営競技事務所）
- 基本勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示（県営競技事務所）
- クリーニング業法第8条の2第1項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定に基づく業務従事者の講習の指定（生活衛生課）
- 埼玉県出張理美容師衛生講習の指定（生活衛生課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業における保留地処分に係る公告（八潮新都市建設事務所）
- IC運転免許証作成用消耗品の購入に関する契約の相手等の公示（会計課）
- 県道蒲生岩槻線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 令和3年度埼玉県労働委員会あっせん員候補者の氏名等の公示（審査調整課）

告 示

埼玉県告示第七百三十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年六月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
県民向け問合せ自動応答システム運用業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社アイネス 神奈川県横浜市都筑区牛久保3丁目9番2号
- 5 契約金額
30,180,150円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百三十五号

令和三年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和三年六月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
さいたま市	針ヶ谷第二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
さいたま市	大宮区ターミナル街区東 側第一	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
川越市	南古谷第五	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
川越市	古谷第一	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
川越市	南古谷第六	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
熊谷市	吉岡七	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
熊谷市	大麻生五	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
川口市	中央八	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
川口市	中央三	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
川口市	中央四	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
秩父市	神岡第五	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
秩父市	神岡第六	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで

飯能市	飯能市	青木第一	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
飯能市	飯能市	青木第二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
加須市	加須市	麦倉五	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
本庄市	本庄市	本庄一丁目一	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
本庄市	本庄市	本庄一丁目二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
東松山市	東松山市	東松山十五地区	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
狭山市	狭山市	狭山第五十五	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
狭山市	狭山市	狭山第五十六	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
深谷市	深谷市	深谷第四十	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
深谷市	深谷市	深谷第四十一	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
深谷市	深谷市	深谷第四十二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
越谷市	越谷市	越谷第六―四計画区	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
久喜市	久喜市	新堀三・菖蒲五	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
日高市	日高市	日高第四十五―一地区	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
伊奈町	伊奈町	大字小室二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで

小川町	青山二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
小川町	青山三	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
ときがわ町	雲河原二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
ときがわ町	西平一	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
横瀬町	拾老番	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野一	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
東秩父村	安戸四	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
東秩父村	御堂一	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
東秩父村	御堂二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
神川町	阿久原十一	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
神川町	阿久原十二	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百三十六号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和三年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社ケイドリームス

東京都品川区北品川一丁目二十番九号

二 委託契約締結日

令和三年四月一日

三 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百三十七号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和三年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社チャリ・ロト

東京都品川区東五反田一丁目十四番十号

二 委託契約締結日

令和三年四月一日

三 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百三十八号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和三年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

オッズ・パーク株式会社

東京都中央区京橋二丁目二番一号

二 委託契約締結日

令和三年四月一日

三 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百三十九号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和三年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社 WinTicket

東京都渋谷区宇田川町四十番一号

二 委託契約締結日

令和三年四月一日

三 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第七百四十号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

令和三年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 令和三年九月一日

埼玉県春日部市大沼一丁目七十六番

埼玉県春日部地方庁舎

ロ 令和三年十月三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 令和三年十一月七日

埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 令和三年九月十三日

埼玉県熊谷市末広三丁目九番一号

埼玉県熊谷地方庁舎

ロ 令和三年十月十八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 令和三年十一月十五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千元

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円

告 示

埼玉県告示第七百四十一号

理容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十三号）第七条及び美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号）第七条の規定による出張理美容師衛生講習として次のとおり指定した。

令和三年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習の主催者

埼玉県知事 大野 元裕

二 講習日程及び講習会場

イ 令和三年八月二十三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁第三庁舎

ロ 令和三年九月三日

埼玉県川越市新宿町一丁目十七番十七

埼玉県川越地方庁舎

ハ 令和三年十月二十二日

埼玉県熊谷市末広三丁目九番一号

埼玉県熊谷保健所

ニ 令和三年十一月三十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁第三庁舎

告 示

埼玉県告示第七百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アズ熊谷

埼玉県熊谷市筑波二丁目百十五番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 山崎製パン株式会社 代表取締役 飯島延浩

東京都千代田区岩本町三―十一 外 計三十九者

（変更後） 山崎製パン株式会社 代表取締役 飯島延浩

東京都千代田区岩本町三―十一 外 計三十八者

ハ 変更年月日

令和三年五月二十四日

外

ニ 届出年月日

令和三年五月三十一日

二 縦覧期間

令和三年六月十一日から令和三年十月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年六月十一日から令和三年十月十一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー和光南店

埼玉県和光市南一丁目十六外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年二月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百八十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一二四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午前七時四十五分

ト 届出年月日

令和三年五月三十一日

二 縦覧期間

令和三年六月十一日から令和三年十月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年六月十一日から令和三年十月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン上里

埼玉県児玉郡上里町大字金久保字蓮山三百五十九番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三十三者

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三十三者

ハ 変更年月日

令和三年四月二十九日外

ニ 届出年月日

令和三年五月二十五日

二 縦覧期間

令和三年六月十一日から令和三年十月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年六月十一日から令和三年十月十一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス羽生中岩瀬店

埼玉県羽生市岩瀬土地区画整理事業百二十八街区二十一～二十九画地

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年二月三日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百三十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八八・八四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一三・五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和三年六月二日

二 縦覧期間

令和三年六月十一日から令和三年十月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年六月十一日から令和三年十月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百四十六号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量(修正測量 数値地形図修正(レベル 2500) 44.69 平方キロメートル)

三 作業地域

入間市全域

四 作業期間

令和三年六月二日から令和三年十二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第七百四十七号

令和三年埼玉県告示第九十九号で公示した公共測量は、令和三年六月七日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百四十八号

三郷市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第七百四十九号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第一条の規定により、一般競争入札による保留地の処分について、次のとおり公告する。

令和三年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 宅地番号一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業四街区十四画地（八潮市大字大曾根百八十六番一外）

(2) 地積

六百九十四・五九平方メートル

(3) 予定価格

八千五十七万二千四百四十円

ロ 宅地番号二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業四十三街区八画地（八潮市大字大曾根五百八十九番一外）

(2) 地積

八百七十・五四平方メートル

(3) 予定価格

一億二千四百四十八万七千二百二十円

ハ 宅地番号三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十四街区四画地（八潮市大字大五百三十番二外）

(2) 地積

千百四・六〇平方メートル

(3) 予定価格

一億二千八百十三万三千六百円

ニ 宅地番号四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十五街区八画地（八潮市大字圀五百三十番四外）

(2) 地積

三百七十五・八〇平方メートル

(3) 予定価格

五千百四十八万四千六百円

ホ 宅地番号五

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十五街区九画地（八潮市大字圀五百三十番五外）

(2) 地積

七百三十二・一八平方メートル

(3) 予定価格

八千八百五十九万三千七百八十円

へ 宅地番号六

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十七街区十五画地（八潮市大字圀五百三十一番三外）、六十七街区十七画地（八潮市大字圀五百三十一番四）及び六十七街区三十三画地（八潮市大字圀五百三十一番四外）

(2) 地積

四百九十二・五七平方メートル

(3) 予定価格

五千八百十二万三千二百六十円

二 入札に参加する者に必要な資格

イ 建築物の建築の用に供する目的で取得しようとする者であること。

ロ 次のいずれかに該当する者でないこと。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(2) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 未成年者

(4) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

(5) 次の(一)から(三)までのいずれかに該当し、その事実があつた後二年を経過し

ていない者

(一) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(二) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(三) (一)又は(二)のいずれかに該当する事実があつた後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

(7) 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 入札参加申込み受付の期間及び場所等

イ 期間

(1) 窓口受付

令和三年七月七日（水）から同月十四日（水）までの午前九時から午後五時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 郵送受付

令和三年七月七日（水）から同月十四日（水）午後五時まで（必着）

ロ 窓口及び郵送受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

ハ 申込方法

入札参加要領に示す必要な書類を簡易書留による郵送又は本人若しくは代理人の持参により申し込むものとする。

四 入札及び開札の期間及び場所等

イ 入札の期間

(1) 窓口受付

令和三年八月二日（月）から同月四日（水）までの午前九時から午後五時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 郵送受付

令和三年八月二日（月）から同月四日（水）午後五時まで（必着）

ロ 窓口及び郵送受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

ハ 入札書の提出方法

簡易書留による郵送又は本人若しくは代理人の持参によるものとする。

ニ 入札参加上の注意

- (1) この入札に参加を希望する者は、三による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を得なければならない。
- (2) 五の入札保証金は、入札書提出前に所定の金融機関で納付し、納付書兼領収書の写しを入札書と同時に提出するものとする。

ホ 開札の日時

- (1) 宅地番号一
令和三年八月五日（木）午前九時三十分
- (2) 宅地番号二
令和三年八月五日（木）午前十時十分
- (3) 宅地番号三
令和三年八月五日（木）午前十時五十分
- (4) 宅地番号四
令和三年八月五日（木）午前十一時三十分
- (5) 宅地番号五
令和三年八月五日（木）午後一時三十分
- (6) 宅地番号六
令和三年八月五日（木）午後二時十分

ヘ 開札の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所 二

階会議室

五 入札保証金の額

入札参加者の見積もる入札金額に百分の五以上を乗じた額（入札参加資格審査後郵送される納付書兼領収書により納付すること。）

六 入札の無効

次のイからリまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- イ 入札者の押印のない入札書によるもの
- ロ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの
- ハ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの
- ニ 入札に参加する資格のない者がしたもの

ホ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

ヘ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの

ト 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

チ 他の入札者の代理を兼ねた者がしたもの

リ 二以上の入札書を提出した者がしたもの又は二以上の者の代理をした者がしたもの

七 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

八 その他

イ 入札参加要領及び入札参加申込書は、TX八潮駅西宅地販売センターにおいて配布する。

なお、郵送を希望する者は、同センター（電話〇一二〇―八四―二四四一）に請求すること。

ロ 入札に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。

ハ その他詳細は、入札参加要領による。

告 示

埼玉県告示第七百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年六月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

I C 運転免許証作成用消耗品の購入（単価契約） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 3 年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社D N P アイディーシステム 東京都新宿区新宿 4 丁目 3 番17号

5 契約金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2 号に該当

別表

I C 運転免許証作成用消耗品

品名	規格	金額（税抜き）
I C 免許証作成用カード基体 優良用	300枚×3	422,000円
I C 免許証作成用カード基体 一般用	300枚×3	422,000円
I C 免許証作成用カード基体 新規用	300枚×3	422,000円
運転経歴証明書作成用カード基体	300枚×1	135,500円
インクリボン	2,000枚用×1	117,000円
裏面印字リボン	2,000枚用×1	16,000円

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年六月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>蒲生岩槻線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>越谷市大間野町一丁目八番五地 先から 同市大間野町一丁目七番三二地 先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年六月十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和二年一月十七日付け埼 玉県越谷県土整備事務所長 告示第一号で告示した道路 予定区域の一部の供用開始 である。 延長二一・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県選挙管告示第三十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和三年六月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和三年六月十一日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 戸田市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
イ その他

告 示

埼玉県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき、令和三年度あっせん員候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により公示する。

令和三年六月十一日

埼玉県労働委員会会長 青 木 孝 明

氏 名	現 職 等	主 要 経 歴
青木 孝明	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま家庭裁判所家事調停委員
甲原 裕子	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま家庭裁判所家事調停委員（現）
向田 正巳	駒澤大学法学部准教授 埼玉県労働委員会公益委員	九州国際大学法学部助教授
山下 三佐子	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま地方裁判所熊谷支部及び熊谷簡易裁判所民事調停委員（現）
山崎 仁枝	県民生活部副部長（元） 埼玉県労働委員会公益委員	
近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長 埼玉県労働委員会労働者委員	自動車総連埼玉地協議長
畔上 勝彦	自治労連埼玉県本部中央執行委員長 埼玉県労働委員会労働者委員	埼玉県職員組合教育局支部執行委員長 埼玉県労働組合連合会副議長（現）
小林 健一	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副会長 埼玉県労働委員会労働者委員	情報労連埼玉県協議会議長兼 N T T 労組北関東信越総支部執行委員長 （現）
高井 哲郎	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副会長 埼玉県労働委員会労働者委員	U A ゼンセン埼玉県支部支部長（現）
金谷 慶國	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副会長 埼玉県労働委員会労働者委員	埼玉県電力関連産業労働組合総連合会長 （現）
廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会業務執行理事・専務理事・事務局長 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社埼玉りそな銀行秩父支店長
木村 謙一	株式会社高麗川カントリー倶楽部取締役社長 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社埼玉りそな銀行取締役常務執行役員 むさし証券株式会社会長
中村 元信	日東商事株式会社取締役社長 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社武蔵野銀行常務取締役
町田 伸吉	町田ローソク株式会社代表取締役会長 埼玉県労働委員会使用者委員	埼玉県商工会連合会理事（現）
入野 純一	不二工業株式会社代表取締役社長 埼玉県労働委員会使用者委員	川口鋳物工業協同組合専務理事（現）
新里 英男	埼玉県労働委員会事務局長	
後藤 安史	埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長	
武澤 真紀	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
神崎 雅史	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
増井 望未	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
時吉 恵子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
土屋 千鶴子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
河上 雄一	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	